

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 1月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	制御棒駆動水圧系ポンプ入口フィルタ入口差圧指示計(接点出力付)において、警報設定指示以下にもかかわらず、入口フィルタ差圧高警報の発生が認められたため、当該差圧指示計を点検。	G III	
2	3号機	換気系排気筒入口放射線モニタAにおいて、軽故障表示灯の点灯ならび計数率計の指示のダウンスケール、下限表示灯点灯が認められたため、対応検討。	G III	
3	その他	水処理建屋内さるばしご上部(シャワー用水タンク上澄水槽)において、落下防止チェーン及びフックが未取付状態であることが認められたことから、落下防止チェーン及びフックを取付。	G III	
4	その他	福島第一原子力発電所の事故後、福島第二原子力発電所で使用する燃料の運搬について、Jヴィレッジにてタンクローリーからタンクローリーへの軽油積み替えの対応をしていたが、その取扱について消防機関へ必要な手続きを行っておらず適切ではなかったため、Jヴィレッジでの給油を中止し、JAふたば大熊給油所で給油を行うことに変更。	G II	